

わたしたちの生活と税金

区や都は、わたしたちが豊かで健康な暮らしができるように、さまざまな事業を実施しています。特に区は、住民に最も身近で基礎的な自治体として、地域や住民の実情に合わせたきめ細かな事業を行っています。住民税は、その費用をまかなう大切な財源となっています(図1~4)。

一般に市町村民税(23区は特別区民税)と道府県民税(東京都は都民税)を合わせたものを住民税と呼んでいます。また、区が課税する税金として、軽自動車税、特別区たばこ税、入湯税があります。

納期限内に自主納付を

●住民税を納める期限

期限までに納めていない場合、延滞金が加算されます。

徴収方法	普通徴収	給与からの特別徴収	公的年金等からの特別徴収
納期限	第1期6月・第2期8月・第3期10月・第4期翌年1月の末日	6月から翌年の5月までの翌月の10日	老齢年金等支払い時に徴収 ・4・6・8月は、前年度の年税額の2分の1相当額の3分の1相当額(計3回) ・10・12月・翌年2月は、残りの年税額の3分の1相当額(計3回) ※令和元年度から対象となった方 ・第1期は6月・第2期は8月の末日に、年税額の4分の1相当額(普通徴収で計2回) ・老齢年金等支払い時の10・12月・翌年2月に、残りの年税額の3分の1相当額(計3回)

※納期限が土・日曜日・祝日にあたる場合は、その翌開庁日が納期限

●納め忘れをしないために

銀行や郵便局等の金融機関だけでなく、コンビニエンスストア(納付書にバーコードがついている場合)で納付することができます。また、便利な口座振替制度をご利用ください。申込用紙は、区役所3階⑩番稅務課、区民事務所・同分室で配布しています。

住民税第1期の納期限は7月1日(月)です

口座振替(自動払込)の方は、預貯金不足にならないようご注意ください。一括納付をご利用の方は、第1期から第4期までの全額が引き落としとなります。引き落としの確認は、預貯金通帳の記帳をお願いします。

納付・相談窓口の開設

納期限までに納付できない事情のある方は、お早めにご相談ください。通常の開庁時間のほか、右記の窓口を開設しています。

●窓口受付時間の延長

▷日時 毎週水曜日午後7時まで

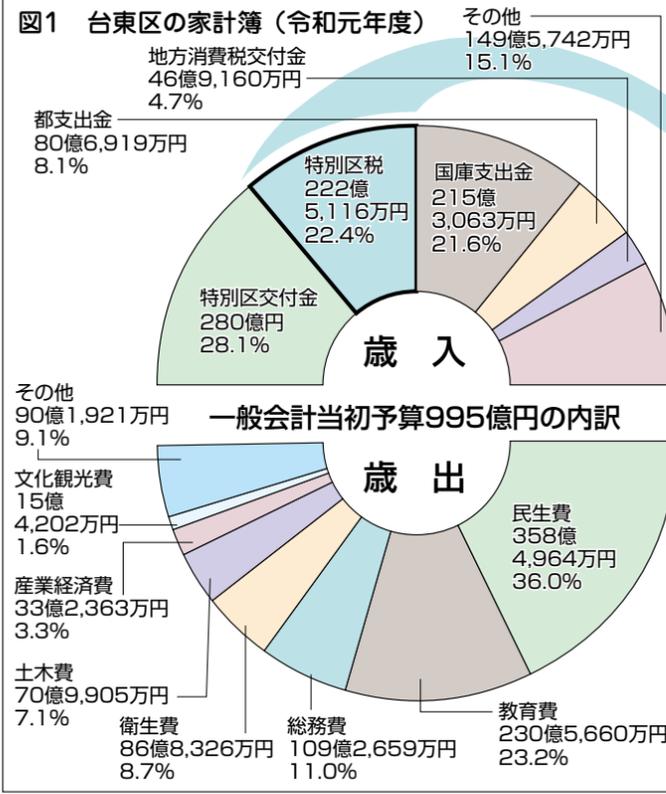
▷場所 区役所3階⑩番稅納課

●休日の窓口開設

▷日時・場所 毎月第2日曜日午前9時~午後5時・区役所1階⑥番戸籍住民サービス課

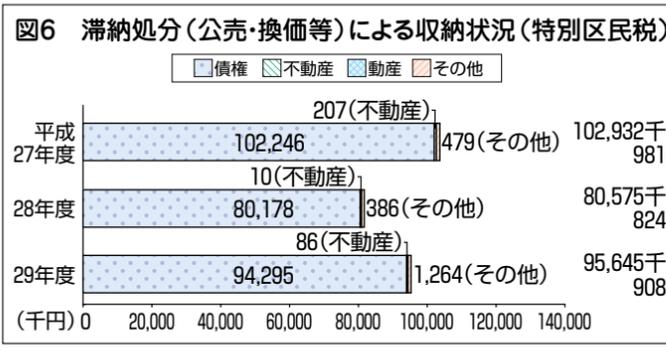
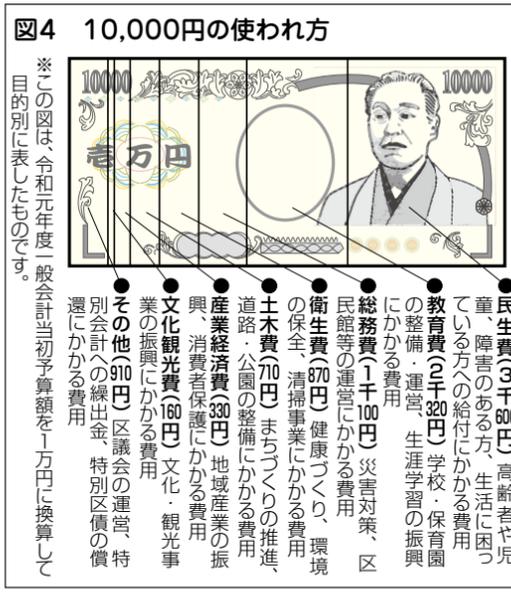
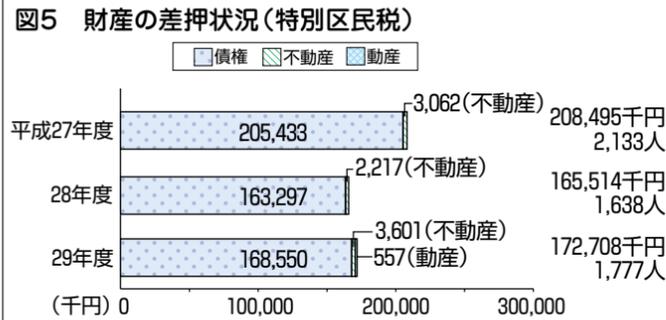
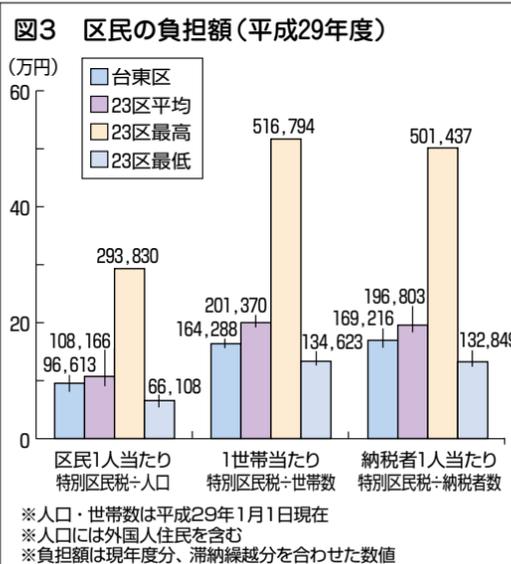
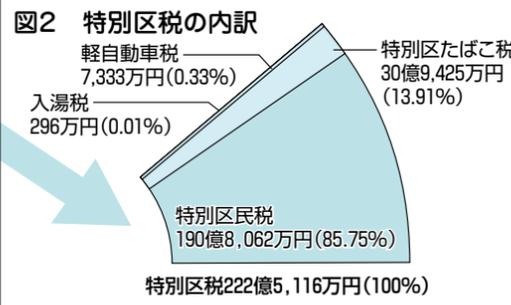
▷日時・場所 6月29日、8月31日、10月26日、令和2年1月25日の土曜日午前9時~午後5時、区役所3階⑩番稅納課

課税の内容に関することは稅務課課稅係 ☎(5246) 1103~5
稅証明・輕自動車稅は稅務課課稅係 ☎(5246) 1101
收納・口座振替は稅務課課稅係 ☎(5246) 1114 納付・納稅相談は收納課 ☎(5246) 1107~9



納期限を過ぎると

督促状が送付されます。その後、10日を経過しても納付がない場合は、法律に基づき、預貯金・給与・不動産・家賃収入等の財産を調査し、差押等の滞納処分を行う場合があります(図5・6)。



中小企業の経営のお悩みご相談ください《台東区中小企業振興センター》

① 専門コーディネーター訪問
区内中小企業を訪問し、経営に関する問題解決、各種支援制度の紹介や制度利用後のアフターフォローを行っています。

② 商工相談員・ビジネスアドバイザーによる経営相談
区内中小企業の経営に関する問題解決や、区の融資あっせんを受けるために必要な事業計画作成の支援などを行っています。

③ 助成金の交付
事業承継、展示会出展、外国語メニュー・パンフレット作成など経費の一部助成を行っています。

④ セミナーの開催
創業に必要な心構えや知識の習得を目的とした創業塾や、経営力の向上のためのセミナーなどを開催しています。

⑤ 販路開拓・交流支援
企業間の交流や情報交換を目的とした交流会などを開催しています。

⑥ 福利厚生サービスの提供
レジャー・慶弔共済・健康づくりなど、さまざまな福利厚生サービスを安価に提供します。

⑦ 台東区中小企業融資制度
区内中小企業を対象に融資あっせんを行っています。借入負担軽減を図るため、条件によって利子等を補助しています(区が直接資金を融資するものではありません)。

台東区産業振興事業団

問合せ ☎(5829) 4125
☎(5829) 4124
☎(5829) 4123
産業振興課融資担当
☎(5829) 4128

新御徒町駅 春日通り 交番
東西めぐりん ぐるーりめぐりん
清洲橋通り 左衛門橋通り
小島公園
中小企業振興センター(小島2-9-18)

【家庭の省エネヒント】冷たい空気は下に行くため、エアコンの冷房時の風向きは上向きに調節しましょう。また、扇風機を床のほうに向けて、下にたまりがちな冷たい空気を循環させるとさらに効果的です。(出典 東京都「家庭の省エネハンドブック」)〈台東区環境課☎5246-1281〉